

誓約書

(あて先)

札幌市長

私は、札幌市が実施する札幌市缶売払い条件確認審査の申請に当たり、札幌市缶売払い要綱第3条第5号のいずれにも該当しない者であるとともに、今後これらの方とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、札幌市缶売払い入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

住 所

企業名

代表者

印

【抜粋】

札幌市缶売払い要綱第3条第5号

(売払いの条件)

第3条 缶は、個人又は法人であつて、次の各号に定める条件のすべてを満たすことのできる者に売却するものとする。

(5) 次のいずれかに該当しないこと。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。